

元こ家号外
令和元年（2019年）7月17日

一般社団法人 長野県経営者協会会長
長野県中小企業団体中央会会長
一般社団法人 長野県商工会議所連合会会長 様
長野県商工会連合会会長

長野県県民文化部
こども・家庭課長

事業所内保育の届出対象化について（依頼）

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第47号。以下「改正省令」という。)が本年7月1日から施行され、事業所内保育施設については全ての施設が届出（児童福祉法第59条の2第1項の届出）の対象となりました。

つきましては、改正省令による改正により新たに届出の対象となる認可外の事業所内保育施設に対し、必要な届出がされるよう関係企業等への周知に御配慮くださるようお願いいたします。

なお、本年10月から実施される幼児教育・保育の無償化において、この届出がなされていない認可外保育施設は無償化の対象となりませんのでご注意ください。

記

1 認可外保育施設の届出

ア 令和元年7月1日時点で設置している事業所内保育施設

本年9月30日までに認可外保育施設の届出を行うこと（別添通知第三の1参照）。

イ 令和元年7月1日以降に開設する事業所内保育施設

事業開始の日から1月以内に認可外保育施設の届出を行うこと。

2 その他

ご不明の点等がありましたら、こども・家庭課または保健福祉事務所福祉課までお問い合わせください。

長野県県民文化部 こども・家庭課 保育係 課長：米久保 篤 担当：水口 仁都美 電話 026-235-7098（直通） FAX 026-235-7390 E-mail hoiku@pref.nagano.lg.jp
--